

第 1 回天理市総合教育会議 議事録

開催日時	平成 27 年 6 月 4 日 (木) 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分
開催場所	天理市役所 4 階 特別会議室
出席者	並河市長、森継教育長、田中教育委員会委員、中嶋同委員、 名倉同委員、前川同委員
欠席者	なし
事務局	山中公室長、木村総合政策課企画室担当課長、上村企画室長 葛本主査
事務局側	藤井副市長、竹株教育委員会事務局長、冬木同局次長、 吉岡学校教育課長、新居崎同課指導主事、 西岡教育総務課課長補佐、土田同課係長、 上田総合政策課課長補佐 (総合戦略担当)

◇会議次第

- 開会
- 市長挨拶
- 委員紹介
- 会議の公開、議事録の公表
- 案件
 - 1. 教育総合会議について
 - 2. 教育大綱について
 - 3. その他について

◇資料

- 1. 天理市総合教育会議委員名簿
- 2. 第 1 回総合教育会議席次表
- 3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)
- 4. 天理市総合教育会議傍聴規程
- 5. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)
- 6. 天理市教育大綱策定についての事務局案
- 7. 平成 27 年度天理市教育方針
- 8. 教育大綱スケジュール (案)
- 他. 他市町村教育大綱

◇司会あいさつ

<事務局 木村>

定刻がまいりましたので、第1回天理市総合教育会議を開催させていただきます。なお、議事録を作成する必要があるがございますので、本会は録音をさせていただきますこと、ご了承をよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、天理市市長公室総合政策課企画室担当の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様、ご存じのとおり平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、地方公共団体において、総合教育会議を設置する運びとなりました。教育に関する予算編成及び条例提案など、重要な権限を有しています地方公共団体の長と、教育委員会の皆様とが十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有する中でより一層民意を反映した教育行政の推進を図ることが目的とされています。本日は、その総合教育会議の第1回目でございます。なにごぶん、前例のない会議でございますので、事務局として至らぬ点が多々でてこようかと思いますが、それにつきましては、何卒ご容赦をいただきまして、活発なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは会議を始めるにあたりまして、並河市長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◇市長あいさつ

<並河市長>

本日は、田中委員様、前川委員様、中島委員様、名倉委員様、そして森継教育長様には、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。木村課長の方から趣旨については申し上げましたけれども、本日が新しい教育制度にうたっています総合教育会議の第1回目でございます。今後どういった教育を行っていくのか、あるいは、先般に行いました意見交換でも田中委員がおっしゃっていただきましたように「天理らしい、天理だからできる豊かな教育というのが何なのか」ということをしっかりと打ち出し、将来を担ってくれる世代を育てていくんだということと、今この瞬間、天理市が地方創生の中で選ばれていくという部分と、双方の展開で非常に重要な課題であると考えております。そういった意味では、これまで行政のほうと教育委員会のほうでやっていたところですが、予算案の議論を含めて、教育委員のみなさまと一堂にこうして膝を突き合わせて話をする会議が発足したということは、非常に意義深いと考えているところでございます。今日はまず、この総合教育会議のあり方や今年度の進め方、そして、今年度策定してまいります教育大綱についてご議論いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇委員紹介及び事務局側紹介

<事務局 木村>

ありがとうございました。それでは、本日が初めての会議になりますので、みなさん、お顔はご存じだと思いますけれども、市の関係部署からもたくさん出席しておりますので、僭越ではございますが、私の方からご紹介をさせていただきたくと思います。

お手元にお配りしております資料3ページに、天理市総合教育会議の委員様の名簿を、4ページに席次表をつけさせていただいております。それでは、私の方からお名前を読み上げさせていただきます。まずは、本会議の議長でもあります並河天理市長でございます。(以下、各出席者の氏名読み上げ)

以上で紹介を終わらせていただきます。

◇会議の公開及び議事録の公表

<事務局 木村>

続きまして、案件に入ります前に本会の公開及び議事録の公表につきまして、事務局より説明申し上げます。よろしく申し上げます。

<事務局 上村>

失礼します。本会の公開につきまして、資料の5ページをご覧ください。本年4月に施行となりました改正を反映させた法律の抜粋がございます。6ページの1条の4第6項にございます「総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。」という文言がございますので、本会は原則公開となります。これを受けまして、資料7ページに「天理市総合教育会議傍聴規程」を設けております。規程につきましては、他の審議会等、既存の傍聴規程の内容と同様のもとなっております。読み上げは省略させていただきます。お目通しいただけるとありがたいと思います。

また資料6ページの同じく第7項に「地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」となっております。議事録につきましては公開が努力義務となっておりますので、会議終了後、速やかにホームページで公表したいと考えております。ただし、いじめの問題の議論等、公開することがプライバシーに抵触する恐れがある場合等につきましては、会議終了後、事務局と教育委員会事務局のほうで協議をし、名前や学校名を伏せるなど変更させていただいたうえで公表させていただきたいと考えております。以上です。よろしく申し上げます。

<事務局 木村>

会議の公開、議事録の公表につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、案件のほうに入っていきたいと思います。

■案件 1. 総合教育会議について

<事務局 木村>

案件の議事進行は並河市長にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

<並河市長>

それでは、議事進行を務めさせていただきます。まず、案件の 1 でございます「総合教育会議」そのものについてですけれども、事務局より説明をお願いします。

<事務局 上村>

失礼します。皆様すでにご存じのことと思いますが、確認の意味を込めまして、法律改正も踏まえたうえで、みなさまにポイント等をご確認いただきたいと思います。

資料の 10 ページをご覧ください。文部科学省からでている資料でございます。一つ目のポイントは『教育長』でございます。「教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置」となっております。二つ目は『教育委員会』でございます。「教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」となっております。三つ目は、本会議であります『総合教育会議』でございます。「すべての地方公共団体に総合教育会議を設置」となっております。四つ目は『大綱』でございます。「教育に関する『大綱』を首長が策定する」となっております。これが今回の法律の大きな改正点でございます。

次に 11 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらにそれぞれのポイントがまとめられております。簡単に読み上げていきたいと思いますが、まずポイント①の教育長というところでございますが、これまで「教育長と教育委員長のどちらが責任者かわかりづらい」という問題がございましたので、第一義的な責任者を明確にするということが改正ポイントの一つ目でございます。次は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化です。「新しい教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集が可能になった」ということが二つ目でございます。それから三つ目の総合教育会議についてですが、首長が招集し、会議は原則公開するとなっております。構成員は首長と教育委員会でございます。協議・調整事項は「教育行政の大綱の策定」「教育の条件整備など重点的に講ずべき施策」「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」が主な協議事項となっております。これにより、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になります。また、首長と教育委員会が協議・調整することより両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるということが可能になるということがポイントの三つ目でございます。ポイントの四つ目として「教育に関する大綱を首長が策定する」となっております。大綱については、次の案件 2 で、方向性のご確認およびそれに対するご意見を頂戴でき

たらと考えております。簡単になりましたが、以上です。

<並河市長>

ありがとうございます。今、事務局から説明があったとおりでありますが、本総合教育会議のあり方、その位置づけというところでございますが、みなさんからご質問、意見は何かございませんでしょうか。

それでは、早速、案件2の「教育大綱」について進めてまいりたいと思います。

■案件2. 教育大綱について

<並河市長>

事務局より説明をお願いします。

<事務局 上村>

失礼します。まず、先ほどもご説明申し上げましたとおり、今回の法律改正のポイントの一つ、教育大綱の策定でございます。資料の12ページをご覧ください。このような方向性ではどうかという事務局案を書いております。説明の前に申し訳ございませんが、印字ミスの訂正をお願いいたします。1. 内容の(資料7)を「13ページ」に、5. スケジュールの横の「資料8参照」を「17ページ」に誤植の訂正をお願いいたします。

では、ひとつずつ説明していきたいと思います。まず1番、教育大綱の内容についてでございますけれども、13ページから平成27年度の「天理市教育方針」を4ページにわたって載せております。13ページに「基本方針」が4つ書いてあります。教育大綱のほうも、これをそのまま使うという訳ではないですが、こちらの柱立てを軸にしながら考えていきたいと思っております。別紙で付けさせていただきましたのは、国の方から発表された第2期教育振興基本計画の概要版でございます。4のビジョン、8のミッション、30のアクションといわれておりまして、国のほうから「市で大綱をつくるときは内容を参酌するよう」ということでございますので、天理市の教育方針の基本方針を軸にしながら第2期教育振興基本方針を参酌しつつ、今現在策定中の総合戦略の考え方を盛り込んで調整していきたいと考えております。総合戦略につきましては、人口減少や、少子高齢化の進行、地域経済の低迷、雇用の悪化など本市を取り巻く厳しい状況がございます。それらの原因を解明して、持続可能なまちづくりの施策の方向性を定めるものとして、今年度策定しているところでございます。特に現役世代に選ばれる町であるために、子育て、教育にかかる方向性というものは非常に重要なものとなっておりますので、こちらの考え方を盛り込むことで、大綱案を策定していきたいと考えています。

次に2番の形式でございます。資料18ページにA市の大綱、20ページにB市の大綱

を、内容ではなく形式の参考資料として付けさせていただきました。A市はA3表裏、B市のほうは、文章主体のA4用紙8ページの形と、それぞれ一長一短ございますけれども、事務局案としましては、A市のようなA3の表裏で、要点を書いて、ぱっと見てどういう施策があるのかというのがわかりよい形のほうがいいのではないかと考えております。盛り込む内容については、事務局で案をあげたいと考えておりますので、A3裏表程度の分量で、要点を書き出したわかりよいものを考えております。

次に3番の対象期間でございます。終期でございますが、平成31年度の末としたいと思っております。こちらは先ほど申し上げました総合戦略、あるいは市の施策の方向性を決めております総合計画の終期が平成31年度末でございますので、それに合わせていきたいと考えております。始期につきましては、県外の市町村では平成27年4月からのところもございまして、奈良県は平成28年4月からと考えておられるとのことで、これについては、国からいわれている取り決め等はございません。当市といたしましては、総合戦略の方は、先行型という形でもうすでに事業が行われていまして、こちらは平成27年4月からの事業が対象となっておりますので、こちらと整合性をとる必要がでてきましたら、本年度の4月になろうかと思っておりますし、何をどういう形で盛り込んでいくのか、あるいは総合戦略とのからみはどうかというところで、最初のスタート地点は議論の結果とさせていただきたいと考えております。

続きまして、4番の策定体制でございます。原案は事務局で作成いたしまして、非常に多課多岐にわたる内容でございますので、関係課、特に教育総務課、学校教育課、生涯学習課、児童福祉課、文化振興課、スポーツ振興課、必要であれば教育総合センターや文化財課、図書館、環境政策課、人権センターなど、こちらのほうとも十分に協議しながら原案を作成していきたいと考えております。

次にスケジュールについてです。17ページをご覧ください。こちらのスケジュールは、あくまでも大綱を策定するにあたって総合教育会議の回数を振らせていただいたものでございます。他に案件等がございましたら、9月10月に会議が入ってきますので、必ずこのとおりに行うというものではございません。あくまでも大綱策定をベースに考えたスケジュールでございます。一番にポイントに置きましたのは、11月の部分でございます。11月に新年度予算の第1次要求がございまして、この大綱に基づいて速やかに来年度の予算措置ができるように11月までには形にしていかなければいけないと考えております。逆算しまして10月にパブリックコメント、9月には議会へ報告が必要だと考えております。6月、7月、8月につきましては、連続して総合教育会議を開催していかなければならないかなと考えております。スケジュールについては以上です。次の会議では、原案という形で少しお話できるかと思っておりますが、今回につきましては、方向性の確認とそれに対するご審議をお願いいたします。

<並河市長>

ありがとうございます。今、事務局から説明があったとおりでございますが、スケジ

ユールについては、いずれにしても平成 28 年度の予算措置というものがあり、今年度やっておくことは先行的な部分になってこようかと思うわけですが、最終的には本協議を受けた施策の中身を来年度以降に反映できるように時期を合わせているということによろしいですか。

<事務局 上村>

はい。

<並河市長>

みなさんから、形式の部分ですとか「こういったものになると想像していたんだけど」など、おっしゃっていただけたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

<中嶋委員>

時期についてですが、資料では「平成 27 年度当初か 28 年度当初か議論する」となっていますが、実際には形だけというわけにはいかないもので、28 年度当初からでいいと思います。A 市をモデルにして、形としてコンパクトにするということですが、この 4 月 1 日から実施されている県内の市町村はありますか。

<事務局 上村>

県内の市町村については、その情報はまだつかんでおりません。

<名倉委員>

大綱についてですが、天理独自の考え方で進めていかれると思うのですが、大綱は市町村によっても違いがあつて、この A 市と B 市ですが、見ただけでも違いは歴然としていと思います。天理市として A 3 用紙 2 枚くらいにまとめていくのはいいと思います。それで、ホームページにも載せられるわけですよ。

<並河市長>

「公開をしていく」ということですので公表します。

<名倉委員>

見られる方は一般の方なので、総合戦略とかそのあたりをわかりやすく、コンパクトに図とかも入れながら一般受けするような大綱にされたらいいと思います。

<並河市長>

とにかく「何をするんだ」というところ、具体的であることが大事ですよ。

<中嶋委員>

難しい言葉をたくさん使っているようなものになってしまうとわかりづらいと思いますので、もちろん子ども自身、保護者、学校の先生方にもすべて理解しやすいもので、なおかつ重みがあってというような内容があるものにしていただきたいと思います。形式はA市のような形が見やすくていいなと思います。

<森継教育長>

A市のパターンも抽象的な部分がないわけではありませんが、小中一貫みたいな形でやっているとか、あるいは地域と学校教育とか、学校を拠点とした地域との連携とか、この辺は実際の施策とつながっていく部分であって、我々としてもしっかり具体の施策につながっていく部分を盛り込んでいって、「天理で教育を受けるたらどうなるのか」というところが市民の方にとってわかりやすい形が必要だと思います。

<中嶋委員>

A市の(資料を見ると、)キャラクターがありますが、天理市でいうと「てくちゃん、りんちゃん」があると思いますが、例えばこういう教育的なキャラクターがあれば、柔らかさがでていいのかなと思います。で、子ども達が「これってなあに？」みたいなことを聞くような形にすると低学年とかにはわかりやすい。

<並河市長>

今回、地方創生の先行型で国の交付金を使って天理のPR戦略を立てる目的で、先日、事業者を公募させていただいたところでございまして、どういうことをどういう表現でやっていったら効果的かということをもさに詰めていこうとしているので、そこで出てきた成果物とうまく合わせていければと思っています。

<森継教育長>

大綱とは別に子ども用に大綱のわかりやすいようなものを教育委員会の方で考えさせてもらったかと思っていますので、子ども用の説明についてはまた別のものだと思います。市長が思いを大綱に書かれれば抽象的なものでも。

<並河市長>

子ども用に何かあるというのはいいかもしれないですね。子ども自身が、どういう大綱のもとに自分らが教えてもらっているのかということが、100%そのままを理解してもらえないにしても、子どもにわかるような書き方になっていればいいと思います。小学校版の天理市教育大綱、中学校版の天理市教育大綱があっても、それはおもしろいかもれません。

<中嶋委員>

また、それを元にそれぞれの学校版として細やかにしてみてもいいのでしょうか。例えば、この幼稚園とか小学校でよく言われる「早寝、早起き、朝ご飯」とか。言葉としてはよく耳にするけれども、なぜ早寝をして、なぜ早起きをしてという理由が薄れていくというか、わかっていない。例えばそういうものを補助するようなもので、年代に応じたものを作成し「生活リズムにはこういう効果があるんだよ」と示すと、今の子どもは理由もなく何となくするということはなくて、理由を理解するとがんばる。細かい部分でこうだ、ここではこうだという補助というか援助というか、そういうことをしていくのも教育的に大事なことかと思えます。

<田中委員>

形としては、私もA市の大綱がわかりやすいと思います。誰が見ても「あ、なるほどな」というようなものを作っていただくのが天理らしいと思っています。学校は学校、家庭は家庭、地域は地域という分類の仕方もあっていいのかなと思います。そして、それが合体して行って、最終的に「こんな子どもを作るんだ」ということが、地域や教師やあるいは天理に住もうと思う人にとってわかりやすい形になったら一番いいのかなと思います。

<前川委員>

教育方針は学校・園の教育方針が中心に書いてあり、教育大綱というのは、おそらく子どもが生まれた時から教育というのはスタートしますので、その時点からのことをふまえて作られていくのではと考えています。ですので、今後も教育方針は教育方針として教育委員会で作っていき、それとは別に大綱があるということになりますね。その時に一般市民は「何が違うの」と感じると思います。その時にきちんと「大綱はこういう意味ですよ」「教育方針はこういう意味ですよ」とその違いをわかりやすくした方がいいと思います。

<並河市長>

大綱の方はA市の例を見ても、狭義の意味での教育委員会が対象になるとすること以外のもも含めているわけですね。

<事務局 上村>

大綱については、国の方から「こうなさい」というものは示されておられません。例えば「市の方で基本計画があれば、それを教育大綱としてもいい」という見解もありますし、まず教育大綱というものを作って、そこから教育方針というものと生み出してもいいということです。そのあたりの見解は「こうなさい」というのは出てごさいません。ただ、その大綱を「その市の教育の在り方を示すものととらえるように」というこ

とでございます。

<並河市長>

大綱に書いてあることと、教育方針に書いてあることが全く違うということになるとややこしくなりますが、至極常識的なことが教育方針には書かれていますので、「こちらではこうしようと言っているのに、こちらではこうしようと言っている」など、政策として全然違うということにはならないと思います。

<前川委員>

もちろん、そんなことにはならないと思います。でも、逆に、全く同じものになってしまっただけでは、教育方針と大綱の違いが判らないということになりかねません。

<並河市長>

おっしゃるとおりです。大綱のほうには、学校・園以外のことも含めた部分も記しながら、今後の教育方針にもしっかり反映されていかなければならないということを考え、その方向性、ベクトルを示していく。そして、大綱が見込んでいるところに合わせる形で教育方針も立てていくということになろうかと思っています。

<中嶋委員>

今、前川委員と市長のお話を聞いていて、天理市の教育方針は幼稚園から子どもも含めて小、中、義務教育にしばった教育方針であって、A市を見ても、B市を見ても、地域の大人の方、生涯学習も含めて大きな教育の大綱という考え方があり、教育委員会の議論としては、学校の先生が授業とか子ども達の教育に専念するためには、本来の先生の本分である教育の専門的な部分を重点的にやっていただいて、家庭は家庭の役割、地域は地域の役割、協働は協働の部分、それはそれで議論では起きるんですけども、実際には教育委員会の中でそれを市民の方に発信していくことができなかつた。それが、今、総合教育会議になって市長をはじめ教育委員会がこういう議論をする中で、このようにうたっていることが現実になっていくのかな、という感じがしました。

<名倉委員>

大綱の最初の部分に、すごく夢と希望に満ち溢れる「天理市でこの教育を受けたいな」って思うようなPRになるキャッチフレーズみたいな言葉を考えていただいて、それを全体に反映していただくようお願いいたします。それと、大半の市民は「教育大綱って何やらな」って、思っていますので「天理市のビジョンを含めた、行政の考えも含めた大綱でありますよ」ということも、ちょっとPRしていただきたいなと思っています。

<森継教育長>

学校教育のスローガンのものを「みんなで考えよう」ってなったことがあるのですが、「思いつく」というのは大変なことだと。

<並河市長>

今のものは、若干、長いかもしれませんね。キャッチフレーズなのか項目なのか少しわかりにくい。

<中嶋委員>

この一言を聞けばイメージできるような言葉を。

<並河市長>

「天理っこ」だけだと短すぎますよね。「それは、どういうものなんだ」というところから入る形でワードを抽出していければと思います。

何か他にございますか。

<田中委員>

大綱ということですので、市長が「天理の子どもをこんなふうにしたい」という思いが大前提にあるのではないのでしょうか。

<並河市長>

私だけの思いだけではなく、市民の皆さんとどう共有するかという部分も大切だと思います。私の思いはひとつの要素として出していきながら「それは、大綱の中でどう表現されているのか」という部分が議論になると思います。

<中嶋委員>

今までは、よく言えば遠慮というか、口出ししにくいところで、教育基本方針というのは教育委員会の事務局で作られていました。そこに、今までできなかったところの首長が、口出しというより一緒にできるという形で、今回から総合政策課が主になって教育委員会事務局と共に作り上げていくという形になりました。ですので「今、ここに力を入れたいんだ」という市長の思いを強く出していただいて議論していけばいいと思います。事務局からの案に対してオリジナルな部分をどんどん出していただいて、そこでしっかりと議論して本年度かけて作り上げていく。ここで共有できないものは、まず、外に出しても共有できないと思います。ややもすれば「総合教育会議が勝手に決めた」となってしまうことが、一番、意味のないことだと思います。また、結局、誰が責任者かわからないようなあまりに無難な内容のものでも、ちょっと寂しいかと思いますので、教育長、市長中心に、我々委員も遠慮なく意見を出させていただいて、天理らしい特徴

のあるものができればいいと思います。

<並河市長>

これから、大綱案の作成に入っていくわけですが、まず原案作成のところ、玉というか、このあたりを盛り込んでほしいということがございましたら、玉出しという形で、あらかじめ事務局の方に言っていたらどうかと思います。今日は、その方向性だけの議論ですが、次回は中身を議論していくということでございますので、この要素が必要だという部分は出していただけたらと思います。私も今、考えておる中身、先般からの意見交換会で話させていただいている中身もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。具体策でも結構ですし、あるいはこういう方向性を盛り込むべきではないかというようなところでも結構ですので、委員の皆様からできるだけ早い目に出していただけたら嬉しく思います。

原案の叩き台というものは7月の第2回の時に出せますか。

<事務局 上村>

はい。出すようにさせていただきます。ただ、レイアウトまではでききれないと思います。どういう文言をどういうところに入れていくかということをお出しして、叩いていただこうかと考えております。さきほど、委員様がおっしゃっていただいたキャッチコピーとか教育像というかも必要かとは思いますが、その内容をピンポイントで表す文言が必要になります。せつかく書くのであればわかりやすい、いいものだと思いますので、一応、それも案は出させていただきますが、かなり意見をいただかないといけないと考えています。できるだけ、いろいろ情報を集めながら進めさせていただこうと思っております。よろしくお願ひします。

<中嶋委員>

すでにスローガンはたくさん考えていただいていると思いますが、私が個人的に天理のある団体に入っている関係で全国に行った時に、たいていの方が天理を知っておられて、それは天理高校のことであったり、天理教関係のことがあるからだと思いますが、どこへ行ってお話をしても「すばらしい」と言ってもらえるのは、利他の心ですね。町全体が助け合いの町というか、天理教さんの言葉で「人を助けて我が身助ける」という言葉がありますね。これは仏教でいうと利他の精神。そういうようなことが、天理の町の生涯学習的な部分、公民館活動であったりとか地域の区長さんであったりとか、あと保護者の方といろんな方と話をしたらわかります。地域の方の中には、お孫さんがずっと大きくなってしまっても自分の校区の子ども達のことを他人事ではなく高い関心を持っている方もおられます。その子ども達に関わっていく事は決してやらされているわけではなくて自分、我が身に帰ってくるという精神をお持ちの方が非常に多くて、町では頑固者で「あの人どうしようかな」という方でも、子どもの事になると笑顔にな

られて、学校や幼稚園の事に協力されている方が大多数というかほとんどだと思います。そういう土地柄、天理市全体で子ども達を育てていくという雰囲気がある町だという部分は老若男女問わず、地域問わず、そのように感じるので、そういったような言葉で他の取り組み、教育大綱、生涯学習、青少年健全育成教育、いろんなものにもつながっていくような大きな包み込むような温かい言葉で作成していただけたらいいのではと思います。また、他のいろんな天理市行政や教育委員会がすることにも効果的につながっていく、教育大綱だけがあるのではなくて教育大綱があるがために今までのものもまた潤滑油になって熱が上がってくるという、そういったものになればいいと思います。大変期待しております。他人事ではなくて、一緒に議論させていただきたいなと思います。

<並河市長>

支え合い的な言葉、例えば「育む」とか、あるいは地域の方との支え合いの部分というのは間違いなく天理市の柱の要素の中には入ってくると思います。貴重なご意見、ありがとうございます。

<田中委員>

作る側は大変だと思います。学校現場の先生もおられるので、その意見を是非とも聞いていただきたいと思います。私が是非とも大事にしていきたいのは「集団づくり」です。今日まで天理が一番にしてきたのは「仲間づくり」「集団づくり」だと思います。そんなキャッチコピーがあればいいのかなと思ったりもします。「生まれた時から」という話がありましたけれども「生まれた時に親同士をどうつないでいけばいいのか」ということを議論した時代がありました。幼保の時のつながりが「小学校に入ってくる段階でうすい」と小学校の先生から聞いたこともありますので、その辺のポイントだけははずしたらあかんと違うかなと思います。

<並河市長>

つながりの部分で言えば、例えば、子ども会ひとつにしても組織力が落ちているわけです。いろんな団体にしても奉仕活動にしても人数が、どちらかというとな数というよりも割合からして下がっているものが非常に多くなっているというような現状は、そういう活動を「負担だ」を思っている親御さんがけっこうおられるからかもしれません。そこに何らかのつながりを作ろうとしていけるかというところをもう一步、施策の部分として書き込めば、それは非常に重要な箇所になってくると思います。

<中嶋委員>

田中委員がおっしゃったように大変だとは思いますが、その大変さの向こうにすばらしい喜びが待っているんだという意気込みで。

<並河市長>

多くの自治体が直面している課題がありながら、地域の中ではまだそういうコミュニティ性が生きているということが本市の特徴かと思います。そこをうまくむすびつけられるような表現があればと思います。

その他、ございませんでしょうか。

今、この場で言わないと「以上」ということではなく、これから7月の第2回目に向けて原案作りというものをやっていきますので、今日の議論を踏まえた上でそれぞれお持ち寄りをいただければと思っています。そのうえで「これだけは言わないと」というものがありましたら、お願いします。

<名倉委員>

先ほど、言ったことと少しかぶりますが、一番大事なものはその言葉選びだと思います。あと、もう一つ大事なものは、市長さんの考えの表明。言葉を選んで、言いたい言葉を端的に短くわかりやすく示していただいたら、それで二大の柱ができあがると思います。

<並河市長>

教育関係のメンバーへの報告はどうするのでしょうか。

<森継教育長>

それはしていかなければならないと思います。そこは相談をさせていただきます。

<並河市長>

共感していただかないと進みませんので、よろしくをお願いします。その他、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは第2回の原案作成にむけてこれから進んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

■案件3. その他

<並河市長>

それでは、せっかくこの機会でございますので、大綱以外の部分のその他について、何かございますか。

<中嶋委員>

先ほどの話を続きになるかもしれませんが、今まで教育委員として天理市で仕事をさせていただいて、もう少し風通しがよくなればと思っています。部局を超えて仕事をす

る場合にお互いに遠慮というか、お見合いというか、出すぎてはいけないとか、あちらの範疇だからとか、そういう部分が往々にしてあったと思います。例えば学童保育の件で、子ども達が小学校にいる間は学校教育課だと。ところが、放課後は学童保育なので児童福祉課だと。あっち行ってください、こっち行ってくださいと。前教育長にもご相談しながら、学童の方にも関わらせていただいていたのですが、飛び越してはいけない役所の壁というか、その部分は重々わかりますが、そこは今回一緒にこういう大綱を作るということになりましたので、遠慮はいけないと思います。一番見ていかなければならないのは、お互いの部署とか市長とか我々教育委員会ではなくて、やはり市民の方だといけないと思います。最初は「こんな学校の現場は知らないでしょう」とか「学校の現場ではそうかもしれないけれども一般ではこうですよ」とか、ギスギスしたものがややもしたら出るかもしれませんが、それはそうではなくて、今、国としてこうやって旗を振っている以上、遠慮なく忌憚のない議論をしていただいて、市民にとって子ども達にとって地域の方にとってどういうのがプラスかというところを示していただきたいと思います。

<並河市長>

重要なことをおっしゃっていただいたと思います。さればこそ、こういう「総合教育会議でやれ」という流れになってきたのだと思いますし、例えば「放課後、土曜日、休日、子ども達をどうするんだ」という議論の場合、親御さんや子どもさんの目線に立ってみれば、一日の中のある部分だけを切り取って「こうだ」とか「ああだ」と言うのは、あまり意味がないということだと思います。しっかり連携をしてやっていきたいと思っています。まさに、その中身が出てくるような大綱でないといけませんし、委員のおっしゃっていただいた学童保育とか、学校の時間が終わってからの過ごし方というところをどういう風に描いていくかというところは非常に大きな柱になってくると考えています。

その他に何かございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の案件は以上です。貴重なご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。それでは、ここで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会

<事務局 木村>

貴重な協議を進めていただきまして、ありがとうございました。叩き台については、今日は示させていただきませんでしたが、いろいろなキーワードや取り組むべき方向性の方が確認できたと思っています。

次回ですが、7月6日(月)午後3時30分から総合教育会議の方を予定しております

すので、委員の皆様におかれましては、ご参加いただきますようお願い申し上げます。さきほど申し上げた通り、次回にどの程度まで作り上げができるかどうかということをございますけれども、今回いただきましたご意見を参考にさせていただきながら、叩きの部分の案をださせていただきますので、いろんなご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは以上で終わらせていただきます。

【午後 4 時 30 分閉会】